

まず第一に一つの時間に統一するという。失われた明治時代を取り戻そうとしないこと。

他のヘリテージとは異なり、産業遺産の価値は多くの時代を代表する価値を有し、一つの時代に代表させるべきではない。多くの産業のサイトは産業過程の進化を表し、古い部品を取り除いて、新しい部分を加えながら変化をしたその進化を象徴する。産業のサイトをかつての一つの時間に戻すことは一般的に見て、その保存の目的にはならない。ニジニ・タギル憲章 (TICCIH2002) でも、再建して、以前知られている状態に戻すことは例外的な介入と見なされる。

従って明治時代の状態に再建しようとする、それはそれ以降に変化した部分を取り除くことであり、国際的なガイドラインでも支持されていない。ヴェニス憲章 (11 条) においては「ある記念建造物に寄与した全ての時代の正当な貢献を尊重すべきである。時代の統一は修復の目的ではないからである。(以下略)」

例としては長崎三菱造船所のように構成資産が稼働資産である場合、ドライドック、木型工場、クレーンは 100 年の年月をかけ、その産業と企業の目的を果たすために、改良と修正を重ねてきた。明治時代に戻すことは歴史的な作業ではなく、ある程度憶測に基づくものであり、その場所のヘリテージの価値を混乱させるものである。当時のものではなく、再構築、原状回復は特定の事情があるときは許される。再構築、原状回復は一部を取り壊して修復することである。それは多くの国際ガイドラインで指示されていない。

廃墟の再構築

廃墟や構造物もその歴史を証言する。産業遺産においては、不完全な遺構の再構築はオリジナルが実際はどうであったかということに憶測を生む。ヴェニス憲章 (9 条) によると、この点は非常に明確に記載されている。

「補修は推測が始まったところでやめなければならない。その場合、推測による修復に際してどうしても必要な不可工事は建築の構成から区別できるように、その修復に現代の候補を記すマークをしるしておかなければならない」。

今の話の中で、何か「適切な現代の候補か」ということには議論があるが、チャーターの述べることは非常に明確であり、「憶測で再建をするな」といったところである。

ニジニ・タギル憲章 5.VII.

再建、以前の状態に戻すことは例外的な介入とみなす

ヴェニス憲章（第15条）でも発掘の場合

復元工事は一切例外抜きに排除するべきである。

三菱造船所、ドライドック、パターンショップ（博物館）では、百年以上の修復工事を経ている。それらは適切に修復を行っている。その違いの本質は観光目的でそれを明治に戻す作業をしていないところにある。観光目的の明治の復元を修理とは言わないことにある。明治回復は困難であり、憶測に基づくものが入ることは避けるべき。廃墟の再構築について、観光客は不完全なものを見ても、歴史を想像することができ、解釈ができる。不完全なヘリテージの再構築は憶測に基づき、進化の過程の判断を下すことは難しい。修復は憶測が入ったときに中止すべきで、科学的な根拠でやるべき。従って現状を保全するのに不可欠な作業をする。建築上必要な時もあるが、どこまでやるべきか、ヘリテージが元の姿とかけ離れてしまうのは避ける。残存部分の活用をきちんとしても、色調や材料が異なるとマイナスになる。人口的なものをつけると、観光客を混乱させてしまう。常に現状を保存するのに不可欠な作業に限定するべき。見る人の想像力を高める程度の補助的な工事ができないか、その判断が必要である。サイトの完全性の補助なら良い。ヘリテージが景観破壊されているとき、ヴェニス憲章で認められているが、修復工事は必要以上にやってはいけない。ただし現地に残っているがばらばらになっている部材を組み立てる事だけ国内の登録においては、鹿児島集成館の反射炉の復元案がそれにあたる。土台だけが現在残されているが、この反射炉の復元は多くは憶測によるものであり、歴史的な時代のオリジナルな素材を埋めるもしくは破壊する。さらにはその場のヘリテージの価値を歪め損ねてしまう。

美観による保存 VS 産業の特徴並びに美的セッティング

産業のサイトは美しくない。その規模が大きいために威圧的であったり、それらの多くは美しく建築されていない。したがって、美観による修復をしてはならない。

産業のサイトはそのセッティングにあり、そもそもの産業のオリジンにある。これはオペレーショナルなサイトでも廃棄された設備でも同様に、鉄道、灰、石炭、廃棄物が含まれ、なにもない荒涼としたランドスケープにもみられる。このセッティングしばしば人に心地よい気持ちを与えるものではないが、産業のサイトを理解する上で力強い道具でもあり、保存に値する。

産業サイトを美しくすることは適切ではない。伝統的な産業のセッティングを新たにおきかえ、人工的な公園にすることはやってはならないことであり、加えて、レクリエーションのランドスケープは適切ではない。それらは産業のサイトのヘリテージ意義を理解することの障害となり、適切ではない。

ヴェニス憲章（7）

記念建造物の保全は、それが証拠となっている歴史的事実や、それが建てられた建築的環境から切り離すことはできない。

ヴェニス憲章（6）

伝統的な建築的環境が残っている場合は、それを保全すべきである

ニジニ・タギル憲章（2 111）

産業のヘリテージの意義と価値は、構造物や場所そのもの、素材や材質、構成要素、機械や**産業の景観**という**セッティング**そのものある。

この精神は 2010 年 1 0 月 8 日に草稿された ICOMOS-TICCIH 共同原則の第二条にも反映されている。

産業遺産はその多くは汚い建造物であり、石炭や排気、油などしみがしみついて、摩耗したあとや生々しい痕跡が残り、機械そのものと同様に産業のプロセスを語っている。産業の建物や機械をクリーニングすることは実に大きな判断で、みな軽くとらえているが、過去の重要な証拠が失われていく。

安全性はいくつかのケースにおいて適切に考慮していくべきであり、それらを除去しなくても、油やグリースでよごれた場所に人々がコンタクトをすることを避けながらサイトの安全を確保できる。

日本の登録における例として問題としてあげられるのは三池の万田坑である。やぐら、巻き上げ機、換気、それ以外にも炭鉱関連施設がその産業のセッティングの中で残っている。それらは産業を理解する上で、空間、建物の距離感などそれぞれの意味を持っている産業のセッティングである。産業の景観というのは労働者たちが当時の職場を思い起こすことができる。鉄道、鉱山の工具を除去し、周辺を整備し、近代的な公園に変えることは、その場の継承するヘリテージを破壊することであり、建造物を無機的な近代の庭園におかれた展示物へ価値を下げてしまった。

介入の度合い

手を入れるのは最小限で、保全するのは最大限が世界共通の保存作業の原則である。ベニス憲章では、憶測が始まる時保存をやめると記載されている。

ニジニ・タギル憲章（4 III）では、最も重要なサイトは完全に保護されるべきであり、いかなる介入も歴史的完全性や素材の真正性を損う保全をしてはいけない。

4 III では他の用途での活用についても触れられているが、ヘリテージを継承する場がいかなる産業用のサイトだったかという証拠をできる限り残すことが産業の遺産の保全の目的にある。

ニジニ・タギル憲章（5. 1）

産業ヘリテージの保全は機能の完全性を保全することにある。産業サイトへの介入においてもできる限りこれを保存するべきである。産業サイトの価値並びに真実性は、もし、機械、構成要素が除去されたり、もし全体のサイトの一部を構成する付加的要素が除去されたら大幅に破壊される。

これは、産業のヘリテージを継承する場所を移設したり、また他の博物館や展示物として移転させたり、サイトをクリーンアップして破壊する場合にも該当しニジニ・タギル憲章（5 III）は下記のように述べている。

その場で保存されることが最も重要なことである。建造物や構造物を解体し移築することはヘリテージを継承する場の破壊とみなされ、圧倒的な社会的経済的なニーズにより必要となったときのみ受け入れることができる。

ICOMOS-TICCIH 憲章の9においても

9. 機能の保全もしくはその完全性が、産業のヘリテージを継承する構築物や場所の意義にとり、特に重要であるために、保護措置は建物とその内部に及ぶべきである。機械その他の重要な構成部分が取り除かれたり、全資産一部を構成する補助的な構成部分が破壊されたりすると、そのヘリテージの価値は危険にさらされたり、減少する可能性がある。稼働している産業のヘリテージを有する場所や複合施設が閉鎖されるときには、機械や産業物もしくは関係する記録など重要要素が撤去されたり、破壊されたりするのを防ぐため、行政機関が速やかに対応できるように、法的・行政的枠組みを整備しておかなければならない。

文書でもコピーを取ってオリジナルを捨ててはいけない。産業遺産への介入は、これを大きく整備することを目指して機器や構造物が失われては全体の価値がなくなる。他に移転するのではなく、遺産に本来あった場所を優先する。ICOMOS-TICCIH は保護措置を導入するとき、完全性に配慮すべきとしている。機械や構造物の撤去は遺産価値を著しく減らすことであることを理解してほしい。

例えば、三池港の長崎税関は、今残っているものを残すべきである。多くのオリジナルな税関の素材はいま手つかずで残っている。いくつかの素材は同じ建物内の新しいロケーションに移されたものである。この建物は、解体、再建築なしに保全することができ、その過程において、オリジナルな素材は歴史のオーセンティックなストーリーやその用途を語るために保持することができる。そして構造物を安定させるにはどこまで介入すればよいのかということと、新しい用途にどこまで耐えられるかということの限界を確認してから介入は行うべきである。

工業的用途の継続

いくつかのサイトにおいては、産業ヘリテージの意義はその産業用途にある。

介入するときは持続性と用途を守るべきで、それ以上にやるべきではない。持続するための方策について、ヴェニス憲章では、建造物の保存は社会的活用で有用なものは良いが変更はだめとしている。ニジニ・タギル憲章では、保存は地域や国家計画、地域経済活性化との関連づけを必要とする。共同原則では、構造物や建築の稼働、継続的な使用に意義があり、持続に資するものとしている。新たな設備の代替ではなく、構造物の保全が望ましい。

ヴェニス憲章 5

記念建造物の保全は、建造物を社会的に有用な目的のために利用すれば常に容易になる。

ニジニ・タギル憲章 (4II)

産業ヘリテージの保全のプログラムは地域や国家の計画の一部である、経済開発のための政策と整合性がなければならない。

同様にニジニ・タギル憲章 5

産業の構築物の利用と継続的活用は開発を維持するために重要である。産業のヘリテージは荒廃し落ち込んでいるエリアの経済的な再生に重要な役割を果たす。再利用による継続は、長年にわたり雇用を与えていた産業が突然に終わった場合、その終焉により生じた不安に対し、心理的安定をコミュニティにもたらす。

ICOMOS-TICCIH 共同原則

8. 重要なヘリテージを継承する産業の構造物や場所が現役稼働の場合には、それらを継続的に利用し、機能を保全することが、ヘリテージとしての意義の一部であり、生きている生産・採掘施設として、物理的・経済的に維持されるために適切な条件である

ことが認識されなければならない。天災・人災の予防の為に建築基準、環境基準への必要条件やリスク軽減戦略など現行規制の適用をする一方でそれらに特有の技術的特徴や特色は、尊重される必要がある。

10. 適切な元来の用途もしくはそれに代わる用途、さらには活用のために応用された用途における利用は、産業ヘリテージを有する場所々構築物において、もっとも一般的に用いられ、もっとも持続可能な保存の方法である。新しい用途に変更するときは、主要な材料、構成要素、循環と活動のパターンに配慮しなければならない。専門家のスキルにより、ヘリテージの意義を考慮にいれ、かつ尊重し、産業ヘリテージの場所や構築物の管理や持続的利用を行うべきである。それらに物理的な介入を加えられるときには、建築基準、リスク緩和要件、環境・産業規制その他の基準は、ヘリテージの側面に配慮し、柔軟な適応をするべきである。

例としては八幡製鉄所がある。修繕工場は歴史的な産業用途により、歴史的な素材を維持しながら、産業用途での継続的使用することは、建造物の歴史伝統的な保全である。同様に遠賀川ポンプ場は、ポンプ室を使い続けることが、ほかの用途や目的のものに変えるより、より適切な用途での利用である。そのために、工業用の用途は観光用の用途に対して勝る。世界遺産登録は世界遺産価値を保全することが前提に登録される。一般大衆のアクセスを制限することで、価値の保存の目的にかなう。

適切な文書化や保存の提案

現在の国際的な保全の慣行はヘリテージを継承する場所の保存やそのヘリテージ意義の保全にむけてのさまざまな提案を喚起する。これらは専門的知識に基づく適切なアドバイスであり、そのインプットに基づいて、いかなる行動が実施される前にも広く議論をされ、またそれが文書とされるべきである。

ニジニ・タギル憲章 (3 VIII)

その場のヘリテージの価値が定義され、将来の介入方法へのガイドラインが確立されるべきである。これらの価値を保持する上で適切な、いかなる法的、行政的、財政的な方法論を実施するべきである。

きちんとした文書化を行うため、情報に基づいた議論が必要である。専門家のアドバイスをへて対策を構想し、提案する必要がある。ニジニ・タギル憲章では、行動する前に立法的な措置が必要としている。きちんとした文書化が必要で、議論し、コンセンサスを経て文書化することで、しっかりとした計画ができる。どんな価値を持続するか、どう使用

されるか、きちんとした対策をしたか、全て文書化することが必要である。口頭の会話だけで遺産の保全方法を特定してはだめである。世界各地を見て、保存の方向性について、口頭でのやり取りでなく、やり取りの文書化を望む。現在、日本の産業遺産保全には様々な問題があるため、経験と議論が必要である。